５歳児健康診査実施要領

（目的）
第１条　幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である５歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持および増進を図ることを目的とする。

（実施主体）
第２条　神戸市が実施する。
２　神戸市は、医療機関ならびに関係機関と緊密に連携し、事業を推進する。

（健康診査の種類）
第３条　健康診査の種類は、一般健康診査とする。

（対象者）
第４条　対象者は、神戸市内に住所を有する実施年度に満５歳になる幼児とする。

（実施機関）
第５条　神戸市と委託契約を締結した医療機関（以下、「指定医療機関」という）において実施する。なお、一般社団法人神戸市医師会に所属する医療機関については、神戸市は一般社団法人神戸市医師会と委託契約を締結する。

（診査項目）
第６条　健康診査の項目は、以下のとおりとする。
（１）身体発育状況
（２）栄養状態
（３）精神発達の状況
（４）言語障害の有無
（５）育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
（６）その他の疾病および異常の有無

（実施方法）
第７条　実施方法は、以下のとおりとする。
（１）受診票の送付
　神戸市は、対象者の５歳の誕生日の前月に、５歳児健康診査受診票（以下、「受診票」という）

を、該当する幼児の保護者に健診案内とともに個別に送付する。

（２）健康診査の実施

幼児の保護者は、必要事項を記入のうえ、受診票を指定医療機関に提出し受診する。

（３）健康診査の結果報告

指定医療機関は、健康診査の結果を受診票に記載し、幼児の居住地の区・支所保健福祉課宛に速やかにＦＡＸで送付する。

（４）事後指導

区・支所保健福祉課は、５歳児健康診査の受診結果に基づいて、指導または医療を必要とする幼児に対して指定医療機関と緊密な連携を取り、訪問指導、健康相談等を行い、あるいは保健医療福祉の制度を十分に活用するよう勧奨し、この事業の推進に努める。

（５）精密検査

５歳児健康診査の結果、精密検査を要すると判断された幼児に対して、精密検査を行うものとする。

（５歳児健康診査委託料の請求・支払い）

第８条　指定医療機関に支払う委託料の額は、神戸市との業務委託契約書に定める額とする。

２　指定医療機関は委託料を、５歳児健康診査の終了後に、請求書に受診票を添付して、月ごとに神戸市宛に請求する。

３　神戸市は、指定医療機関から請求があったときは、速やかにその内容を審査し、委託料を支払う。

附則

この要領は、2026 年 10 月 1 日から実施する。